

原規規発第 2104282 号
令和 3 年 4 月 2 8 日

九州電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

原子力規制委員会

玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電
用原子炉施設の変更）について

平成31年1月22日付け原発本第267号（令和2年9月4日付け原発本
第158号及び令和3年2月19日付け原発本第306号をもって一部補正）
をもって、申請のあった上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子
炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の
規定に基づき、許可します。